平成31年度(2019年度)農業労務賃金協定額

	目	平成31年度(2019年度)					労働条件等	
種		日額賃金	1 時間当	超勤1時間	摘	要	力割未计夺	
		口翖貝並	たり賃金	当たり賃金			間食	
田に係る 労務全部		7, 200~	900~	1, 125~			300円	
畑に係る 労務全部		7, 200~	900~	1, 125~			以 内	

※時間制(パート)の場合の賃金は、日額賃金を1日の作業時間で除した額とします

【労働条件等】

- 1 労務開始と終了の時間 午前7時00分~午後5時30分 の時間帯のうち 実働8時間
- 2 休憩時間 昼食1時間15分及び午前・午後各15分とします。
- 3 交 通 費 雇用主負担とします。(交通事故には十分注意しましょう) 支払金額は当事者間で協議してください。
- 4 その他 超過勤務については、1時間に付き25%増とし、遅刻・早退については、 1時間に付き1時間当り賃金を差し引くものとします。 未経験者については、最低賃金を下回らないようにするとともに、2年目以 降から上げるなど、経験年数等に応じて支払賃金を協議してください。 連絡員手当てについては、双方で協議してください。 雇用主は労災保険に加入するよう努めてください。(相談窓口:農協) 労務賃金、労働条件でのトラブルは、農業委員会事務局までご相談ください。

(ニセコ町農業委員会)